

狂犬病予防注射 集団実施のお知らせ



平成29年度狂犬病予防注射を下記の日程で行います。
 生後91日以上の子犬の飼い主は、**生涯1度の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射の接種が法律で義務づけられています**ので、必ず狂犬病予防注射を受けてください。また、当日は町に登録していない犬の登録も受付しています。
 なお、既に登録されている飼い主の方につきましては、ハガキを送付していますので、当日は送付されたハガキを必ず持参してください。

■費用について(おつりのないようお願いします)

- 登録している犬 □注射代 2,600円、注射済票代 550円 合計 3,150円
- 登録していない犬 □登録代 3,000円、注射代 2,600円、注射済票代 550円 合計 6,150円

■注意事項

- ①注射会場や時間は前年度と同じですが、事前に確認をお願いします。
- ②最終日の上毛町役場では長めに時間を取っておりますので、お住まいの地区で狂犬病予防注射が受けられなかった場合は、こちらで受けてください。
- ③役場やお住まいの地区以外の注射会場でも狂犬病予防注射を受けることができます。
- ④例年、注射会場で飼い犬のフンが落ちていたことが多いため、飼い主の方は責任を持ってフンを片づけてください。

■その他

- ①登録している犬が死亡したときは、住民課に届出が必要です。また、新しい犬を飼った場合も再度登録が必要です。
- ②動物病院などで予防注射を受けた場合は病院などが発行する注射証明書を受け取り、住民課で届出の手続きをしてください。注射済票を発行します。(注射済票代550円)

大平地区			大平地区			新吉富地区		
月日	注射会場	時間	月日	注射会場	時間	月日	注射会場	時間
4月18日(火)	旧下田井バス停前	10:00~10:15	4月19日(水)	旧東上バス停	10:00~10:05	4月20日(木)	尻高中公民館	10:00~10:10
	土佐井集会所	10:20~10:40		旧三田バス停	10:10~10:15		旧尻高下バス停	10:15~10:25
	野間 古家崎氏宅前	10:45~10:55		岩屋 野中氏宅前	10:20~10:25		矢方公民館	10:30~10:40
	小山田 一木氏宅前	11:00~11:05		東上集会所	10:35~10:40		緒方公民館	10:45~10:50
	旧下村バス停	11:15~11:25		有田橋横	10:45~10:50		西吉富コミュニティセンター	10:55~11:05
	旧宮本バス停	11:30~11:40		原井集落農事集会所	11:00~11:15		安雲西公民館	11:10~11:25
	たいへいの里(大平支所)	11:45~11:55		有野集落センター	11:25~11:35		成恒公民館	11:30~11:45
	土倉集会所前	13:00~13:10		月の輪学園	11:45~11:50		八ツ並公民館	13:00~13:05
	旧仙代バス停	13:15~13:25		百留農業研修施設	11:55~12:00		大ノ瀬公民館	13:10~13:15
	横川精米所	13:30~13:40		唐原コミュニティセンター	13:00~13:35		中村公民館	13:20~13:25
	松尾 山口氏宅前	13:45~13:50		下唐原東区集会所	13:40~13:55		旧吉岡バス停	13:30~13:45
	三ノ瀬橋	14:00~14:10		下唐原公民館	14:00~14:10		松本公民館	10:00~10:05
	小畑集会所	14:15~14:20		下唐原野地 小野氏宅前	14:15~14:20		西区公民館	10:10~10:25
	金代集会所	14:25~14:30		旧小池公民館前広場	14:25~14:30		東区公民館	10:30~10:40
大入(防火用水前)	14:35~14:40	グループホーム森の聖前	14:35~14:45	宇野垂水公民館	10:45~10:55			
				垂水中区公民館	11:05~11:15			
				垂水下区公民館	11:20~11:25			
				上毛町役場	11:30~12:00			

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線142)

生涯学習サポーター登録希望者募集

生涯学習推進体制の充実を目指して、学校や課外授業、生涯学習講座、子ども会活動、その他地域の生涯学習の場にボランティアスタッフや指導者などとして協力していただける方、団体の活動をサポートしていただける方を『生涯学習サポーター』として、随時、募集(グループでも可)しています。

あなたの知識や経験、やる気を地域の活動にかかしてみませんか。

- 募集対象 上毛町在住の方
- 募集方法 教育委員会、たいへいの里(大平支所)、げんきの杜、西吉富・唐原コミュニティセンターに準備している「生涯学習サポーター登録申込書」を教育委員会窓口へ持参してください。

●問い合わせ先 教育委員会 教務課 社会教育係 TEL 72-3111(内線174)

日本脳炎定期予防接種のお知らせ

日本脳炎予防接種は、平成17年度から平成21年度にかけて積極的な勧奨を差し控えていました。

平成9年4月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた方は、20歳になるまでの間であれば不足分を定期予防接種として受けることができます。母子手帳で日本脳炎予防接種の接種歴をご確認ください。

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

病児・病後児保育のご案内

お子さんが、入院治療を要しない病気治療中や、病気の回復期で集団生活が困難な期間に保護者の方が就労などにより家庭での保育ができない場合、一時的に専用施設で保育と看護を行います。

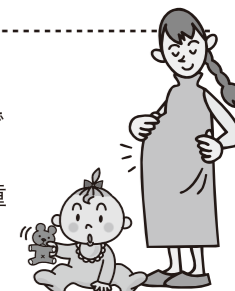
- 対象児童 町内に住所がある生後6か月から小学校6年生までの児童
- 保育時間 月～金曜・・・8:00～17:30(土、日、祝日、お盆、年末年始は利用できません)
- 場 所 上毛町病児・病後児保育施設(こうげクリニック内 TEL 72-2028)
- 利用料 1人1日 2,000円
(生活保護世帯は無料、市町村民税非課税世帯は500円、所得割課税額48,600円未満の世帯は1,000円となります)
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※手続きに必要なもの/印鑑、児童の健康保険被保険者証

一時保育のご案内 ～4月から利用開始します～

保護者の方がパート就労・ケガや病気・出産・介護などにより、お子さんを家庭で保育することができないときに、一時的に専用施設で保育を行います。

- 対象児童 町内に住所がある1歳児(平成29年4月1日現在で1歳以上)から小学校就学前の児童
- 保育時間 4月から保育時間が変わりました
月～金曜・・・8:30～16:30まで(土、日、祝日、年末年始は利用できません)
- 場 所 大平保育所(TEL84-8033)
- 利用料 ◎3歳未満児 1日2,000円 半日1,000円 ◎3歳以上児 1日1,600円 半日800円
- 利用手続 利用するためには、**毎年度1回事前登録が必要**となりますので、子ども未来課で手続きを行ってください。
※手続きに必要なもの/印鑑

●問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)



高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について

対象年齢となる方には4月に通知をします。
通知が届いた方でも、過去に肺炎球菌予防接種(23価肺炎球菌予防接種)を受けた方は対象となりませんのでご注意ください。
 平成30年3月31日までの接種に限り、定期予防接種として無料(全額公費負担)になります。

◎平成29年度 肺炎球菌感染症の定期予防接種対象者

65歳となる方	昭和27年4月2日生～昭和28年4月1日生
70歳となる方	昭和22年4月2日生～昭和23年4月1日生
75歳となる方	昭和17年4月2日生～昭和18年4月1日生
80歳となる方	昭和12年4月2日生～昭和13年4月1日生
85歳となる方	昭和 7年4月2日生～昭和 8年4月1日生
90歳となる方	昭和 2年4月2日生～昭和 3年4月1日生
95歳となる方	大正11年4月2日生～大正12年4月1日生
100歳となる方	大正 6年4月2日生～大正 7年4月1日生

※60歳～64歳で、身体障害者手帳1級程度の障がいがある方も対象となります。

- 接種回数 1回
- 接種料金 無料(全額公費負担)

●問い合わせ先 子ども未来課 町民健康係 TEL 72-3111(内線224)

身体障がい者巡回相談のお知らせ (肢体不自由の方の補装具相談)

身体障がい者巡回相談は、待ち時間の短縮や相談者の利便の向上及び効率的な事業運営を図るため、**事前予約制**を導入しています。**相談をご希望の方は、事前に予約が必要となりますので、4月12日(水)までに長寿福祉課福祉医療係までご連絡ください。**

巡回相談当日に予約を行わないで来場した場合は、受付ができませんのでご注意ください。

- 日 時 4月26日(水)10:00～15:00
(受付時間 9:30～11:00、12:30～14:00)
※12:00～13:00(診察は行いません)なお、予約人数が20名以下の場合は、午前中で終了します。
※障がい者ご本人が来場してください。

■場 所 豊前市総合福祉センター(豊前市役所横)

■相談内容 肢体不自由の補装具費の新規支給・再支給・修理の要否判定、処方など。
 (注)電動いす、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置については相談のみとし、判定は行いません。
 身体障害者手帳の診断書の作成及び肢体不自由以外の診察は行いません。

■持参するもの 印鑑、身体障害者手帳、補装具費再支給の場合は前回支給の補装具、補装具修理の場合は修理が必要な補装具

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3111(内線166)